

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（骨子案）の概要 ①

はじめに（【資料2-2】町田市新型インフルエンザ等対策行動計画骨子案 p.1-2）

1 改定の目的

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）をはじめとする法改正等に対応するとともに、新型コロナへの対応で得た知見や経験を踏まえ、新たな感染症による危機に対応できる体制を整備する。
- 感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施する。

2 改定概要

- 2024年7月に政府行動計画、2025年5月に都行動計画の抜本改定が行われたことを受け、市行動計画を改定
- 各対策の対応期を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実
- 対策項目をこれまでの7項目から13項目に拡充し、記載内容を充実
- 感染症に係る緊急事態に際し、速やかに事態を把握し緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応について明確化

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方 (p.3-4)

- 市行動計画は特措法に基づき策定し、町田市感染症予防計画及び健康危機対処計画との整合性を図る。
- 新型インフルエンザ等感染症を対象とし、市の特性を考慮しつつ、国、都、医療機関等が連携して対策を推進する。
- 新型コロナ対応の知見を共有し、未知の感染症に備える。

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（骨子案）の概要 ②

第1部 基本的な考え方

第2章 対策の目的等 (p.5-14)

【目的】

- ① 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
- ② 市民生活及び市民経済への影響の最小化

【実施上の留意点】

① 平時の備えの整理や拡充

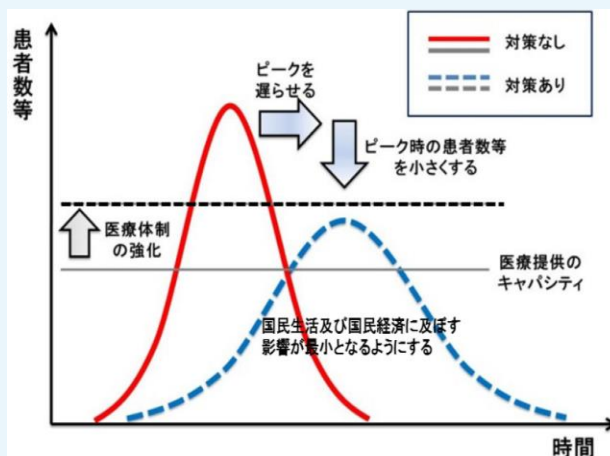
- ・関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善
- ・医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションの備え
- ・DXの推進や人材育成

② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ・感染症の特徴等を含めたリスク評価と科学的根拠に基づく対策
- ・病原体や社会の状況の変化に基づいた柔軟かつ機動的な対策
- ・市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

【役割分担】

国、都、市、医療機関、事業者、市民等それぞれの役割を記載。各役割を果たすことで、町田市一丸となり感染拡大防止に努める。



第3章 発生段階等の考え方 (p.15-16)

- 発生段階は、予防等の事前準備（準備期）と、発生後の対応（初動期及び対応期）の3期に分けた構成とする。

段階	段階の説明
準備期	新型インフルエンザ等の発生を感知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を感知後～政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	1. 封じ込めを念頭に対応する時期 2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町田市新型インフルエンザ等対策行動計画（骨子案）の概要 ③

第1部 基本的な考え方

第4章 対策項目 (p.17-22)

対策項目	基本理念	対策項目	基本理念
実施体制	国・都・医療機関等と連携し、感染拡大を抑制し市民の生命と健康を守るための体制を平時から整備する。	ワクチン	ワクチンの接種体制を平時から整備し、感染症発生時には迅速に供給する。
情報収集・分析	感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、情報収集と分析を行う。	医療	医療提供体制を確保し、感染症医療と通常医療の両立を図る。
サーベイランス	感染拡大を早期に探知し、動向を把握するための体制を構築・実施する。	治療薬・治療法	国は治療薬の開発や実用化を推進し、都は医療機関と連携して提供体制を整備する。
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、市民等と情報を共有し適切な判断を促す。	検査	早期発見とまん延防止のための検査体制を整備し、必要に応じて見直す。
水際対策	国は病原体の国内侵入を遅らせるため、迅速な検疫措置や入国制限を実施する。	保健	疫学調査や情報の収集・分析を通じ、感染症対策を推進する
まん延防止	感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制を維持するための対策を講じる。	物資	感染症対策物資の備蓄を進め、円滑な供給体制を確保する。
		市民生活及び市民経済の安定の確保	感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、生活と経済の安定を図る。

第2部 各対策項目の考え方及び取組 (p.23-35)

各対策項目を3期(準備期、初動期 及び対応期)に分け、具体的な内容、実施方法、役割分担等を記載予定

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制 (p.36-37)

市における危機管理体制について記載予定